

「新婚世帯向け家賃補助制度要項」

弊社では、大阪市住まい公社の民間賃貸住宅向け『新婚世帯向け家賃補助制度』が廃止されたのを機に、少しでも新婚世帯への一助となればと念じ、2012年5月に独自の施策『新婚世帯向け家賃補助制度』を創設し、2019年1月から、より長期により多くの補助金をお受け取りいただけるよう改定し、現在に至っております。趣旨をお汲み取りの上、ご活用ください。不明な点が御座いましたら弊社までお問い合わせください。

記

«名称» : 杉本不動産株式会社『新婚世帯向け家賃補助制度』

«補助対象» : 2020年9月以降に当社へ入居の新婚世帯

«資格要件» : 入居者が下記の1または2かつ3から5に該当すること。

1. 婚姻届出後2年以内に入居（契約）している新婚世帯。
2. 入居後に婚姻届出をした新婚世帯。
3. 入居者世帯が実際的に賃料を負担していて、負担月額家賃（共益費は含めない）が50,000円以上の場合。
4. 配偶者が同居されていること。
5. 過去に同様の補助を当社および公的機関から受けたことがないこと。
6. 法人契約でないこと。

«補助方法» : 毎年3月1日および9月1日に入居中で資格要件を満たしている方に限り、直前6ヶ月間の補助対象月数に「補助金額」を掛けた金額を各月末までにご指定の金融機関口座に振り込みます（キャッシュバック方式）。

«補助金額» : 月額8,000円

«補助対象月数» : 補助開始月から補助支給月または補助期間満了月までの資格要件を満たしている入居月数。

（補助開始月：入居日または婚姻届出日が1日の場合は当月、それ以外は翌月とする。）

«補助期間» : 補助開始より8ヶ月（7年間）。最大総額672,000円。

«振込手数料» : 三井住友銀行以外の金融機関をご指定の場合、所定の手数料（440円）を頂きます。

«申込方法» : 婚姻届受理証明書または戸籍謄本および新婚補助申込書を提出してください。

«改廃» : 公的機関から同様の施策が再開された場合には補助期間の途中でも金額の改定や廃止をすることがあります。金融機関の振込手数料が変更された場合には所定の手数料を変更することができます。

«駐車場の場合» : 新婚補助を駐車場賃料に適用する場合は支払方法と金額が異なりますのでお問い合わせください。

以上

杉本不動産株式会社

大阪市城東区東中浜5-6-28

電話 : 06 6180 3441

E-mail : fm@sugimoto-re.com